



令和 6 年度 長万部町空家等除却支援事業補助金 【危険な空家等を解体するための費用を補助します】

長万部町では、町民のみなさまが安心して生活することができる環境を確保するため、倒壊や屋根・外壁等の部材が飛散するおそれのある空家の解体工事にかかる費用の一部を補助します。

1. 補助対象空家等



- (1) 町内に存するもので、個人所有の住宅であること
- (2) 概ね 1 年以上居住がない又はその他の使用実績がないこと
- (3) 他の公的な制度による補助対象又は公共事業等の移転補償対象になっていないもの
- (4) 不良住宅であること（不良度判定表で100点以上）
- (5) 居住の用に供する一戸建て専用住宅及び長屋又は共同住宅（併用住宅の場合は 1 / 2 以上が居住用途であること）

2. 補助対象者（申請者）



- (1) 補助対象空家等の所有者等で法人を除く（相続人及び代理人を含む）
- (2) 所有者等が属する世帯全員の町税の滞納がない方
- (3) 所有者等が属する世帯全員が暴力団員もしくは暴力団関係者でない方

3. 補助事業内容



- (1) 解体工事を行う資格を持っている町内業者が空家等を除却すること
- (2) 自ら建て替え目的の除却でないこと
- (3) 申請年度の 1 2 月末日までに事業が完了するもの

4. 補助対象経費



- (1) 空家等の除却に要する費用
- (2) 立木（樹木）や家財道具等の処分に要する経費は、補助対象外

5. 補助金の額



- (1) 補助金限度額：60 万円
 - (2) 補助率：解体に要する費用の 2 分の 1
 - (3) 国で定める単価で計算した工事費の 2 分の 1
- ※（1）～（3）のいずれか低い額（千円未満切捨て）

■事前に空家の判定を受ける調査申込みが必要です。また、補助要件の確認及び添付書類のご案内のため、事前の相談をお願いします。



【ご相談・お問い合わせ先】 町民課生活環境係 ☎2-2453

（有料広告）



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25
TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、
不動産のことならお任せください！